特別措置の対象市町村名

災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村は、以下のとおりです。

<災害救助法が適用された市町村>

福岡県 久留米市*、八女市、筑後市*、うきは市、朝倉市、那珂川市*、朝倉郡筑前町*・東峰村、八女郡広川町*、田川郡添田町

佐賀県 佐賀市、唐津市、伊万里市

大分県 中津市、日田市

<災害救助法が適用された市町村の隣接市町村>

福岡県 福岡市、飯塚市*、柳川市、大川市、豊前市、小郡市*、筑紫野市*、春日市*、 大野城市*、嘉麻市*、みやま市*、糸島市、三井郡大刀洗町*、三潴郡大木町*、 田川郡川崎町*・大任町*・赤村*、京都郡みやこ町、 築上郡吉富町・上毛町・築上町

佐賀県 鳥栖市^{*}、多久市、武雄市、小城市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町^{*}、 三養基郡みやき町^{*}、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町

長崎県 佐世保市、松浦市

大分県 宇佐市、玖珠郡玖珠町

熊本県 山鹿市、菊池市、阿蘇市、玉名郡和水町※、阿蘇郡南小国町・小国町

(注) ※の市町村は、申請以降、認可までの間に新たに災害救助法の適用となった市町村およびその隣接市町村で、上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象といたします。

以上